令和8年第7回岐阜市教育委員会定例会会議録（案）

1　日　　時　令和8年7月1日（水曜日）午後1時30分から午後3時40分まで

2　場　　所　岐阜市役所6階　6-1　大会議室

3　出 席 者　水川教育長、伊藤委員、岡本委員、小森委員、益子委員、奥村委員

4　説明及び職務のために出席した事務局の職員

野田事務局長、今井次長、歳藤教育統括審議監、山内義務教育審議監兼学校指導課長、大野学校指導課教育主管、菅原教育政策課長、鈴木教育施設課長、湯上学校指導課GIGAスクール推進室長、堀場学校安全支援課長、山田学校安全支援課教育主管、坪内幼児教育課長、松村社会・青少年教育課長、八田岐阜商業高等学校事務長、吉永加納幼稚園長、丸目岐阜東幼稚園長、田島教育政策課政策係長、勝野教育政策課主査、宮本教育政策課主任、堀部教育政策課主任主事、富田教育政策課主任主事、小川教育政策課主事

5　議事日程

第1　開会

第2　前回会議録の報告、修正及び承認

第3　会議録署名者の指名

第4　諸般の報告

(1)	臨時代理の報告	岐阜市学校運営協議会委員の任免について（学校指導課）
(2)	臨時代理の報告	岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免について（教育政策課）
(3)	臨時代理の報告	岐阜市教育委員会事務局の人事異動について（教育政策課）

第5　議事

※	(1)	第29号議案	岐阜市立岐阜商業高等学校授業料徴収規則の一部を改正する規則制定について（岐阜商業高等学校）
※	(2)	第30号議案	岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免について（教育政策課）
※	(3)	第31号議案	岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について（教育政策課ほか）
※	(4)	第32号議案	岐阜市学校運営協議会委員の任免について（学校指導課）
※	(5)	第33号議案	次期指定管理者の指定期間の変更について（社会・青少年教育課）
※	(6)	第34号議案	岐阜市立学校職員の人事について（学校指導課）

第6　その他

(1) 令和8年第3回（6月）岐阜市議会定例会質問及び答弁の概要について（教育政策課）
※(2) 令和9年度草潤中学校の転入学について（学校安全支援課）
※(3) 「二十歳のつどい」の見直しについて（社会・青少年教育課）

第7　閉会

6　会議に付した事件

「5　議事日程」のとおり

※については非公開にて会議

午後1時30分開会

〇菅原教育政策課長　　本日の定例会は、水川教育長が諸都合により遅参のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項により、職務代理者の伊藤委員に進行を行っていただきます。

〇伊藤委員　　それでは本日の出席者数が定数に達し、会議が成立しますので、ただいまから令和8年第7回教育委員会定例会を開会します。

水川教育長が諸都合により遅参されることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項により、職務代理者であります、私伊藤が進行をいたします。

会議に先立ちまして、本日、益子委員には、「岐阜市教育委員会会議規則」第5条第2項に基づきオンラインで御参加いただきます。「オンライン会議システムを利用した岐阜市教育委員会会議の運用に関する要領」第3条に記載の内容を遵守し、会議に参加する旨の申出書が、事前に提出されておりますことをご報告します。

前回の会議録は、前回の出席者により承認されました。

本日の会議録の署名者には、本日の出席者を指名します。

本日は、諸般の報告が3件、議事が6件、その他が3件となっております。

議事日程に、非公開で審議すべき案件が記載されていますが、このとおり扱うことに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇伊藤委員　　非公開で審議すべき案件については、このとおり扱うものといたします。

それでは、日程第4、諸般の報告にまいります。報告（1）臨時代理の報告について、説明をお願いします。

〇山内義務教育審議監兼学校指導課長　　（臨時代理の報告（1）岐阜市学校運営協議会委員の任免について説明）

〇伊藤委員　　ただいまの説明について質問や意見があればおっしゃってください。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告（2）臨時代理の報告について説明をお願いします。

〇菅原教育政策課長　　（臨時代理の報告（2）岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免について説明）

〇伊藤委員　ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。
よろしいでしょうか。
続きまして、報告（3）臨時代理の報告について説明をお願いします。

〇菅原教育政策課長　（臨時代理の報告（3）岐阜市教育委員会事務局の人事異動について説明）

〇伊藤委員　ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

〇小森委員　発令日はいつか。

〇菅原教育政策課長　発令日は令和8年7月1日、本日です。

〇小森委員　当日でも代理の報告になるという取扱いでよいか。

〇菅原教育政策課長　当日であっても間に合うため、臨時代理で報告させていただいています。

〇伊藤委員　他にはよろしいでしょうか。
次に、日程第5、議事にまいります。
第29号議案について、説明をお願いします。

〇八田岐阜商業高等学校事務長　（第29号議案　岐阜市立岐阜商業高等学校授業料徴収規則の一部を改正する規則制定について説明）

〇伊藤委員　ただいま第29号議案について質疑および討論を行います。
質問や意見があれば仰ってください。
よろしかったでしょうか。
ではここで、採決を行います。
第29号議案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇伊藤委員　第29号議案は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第6、その他にまいります。
その他（1）について、説明をお願いします。

○菅原教育政策課長　（その他（1）令和8年第3回（6月）岐阜市議会定例会質問及び答弁の概要について説明）

○伊藤委員　ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

○岡本委員　プールに関する質問について、岐阜市はプールの老朽化に伴って新設はしない方針であることは承知している。それに関して、以前にも長良川をはじめとした水辺環境に恵まれた本市で育つ子どもたちに対し、水に親しむ機会を確保することの重要性について意見があったと認識している。また、本要望の最後にも、「機会を公平かつ持続的に確保できるよう、市として早期に方針を示してほしい」と記載されている。

方針を直ちに示すことは難しいかもしれないが、今後、プール授業が実施できなくなった学校に対して、具体的にどのような取組を進めていくのか、また、そのスケジュールや見通しについて、一定の方向性を示すことができるのかを確認したい。

○菅原教育政策課長　プールに関する検討については、各学校のプールが大規模改修や建て替えの時期を迎えた際には、民間プールや共同利用プールの活用などの対応を進める方針としています。現在は、その方針を示してから約5年が経過し、各学校のプールの老朽化が相当に進んでいるほか、猛暑への対応も一層重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、今後は検討をさらに加速させていく必要があると考えています。そのため、現在、各学校のプール施設の状況について改めて確認を進めているところです。

今後は、できるところから順次対応策を検討しながら、最終的な方針の取りまとめを進めていきたいと考えています。なお、具体的なスケジュールは、現時点でお示しできる段階にはないので、ご了承いただきますようお願いします。

○岡本委員　岐阜市が保有するプールの活用にも一定の限界があると思う。そのため、今後は行政内部だけで完結する話ではなく、民間事業者など外部との連携が必要になる場合もあると考えられる。そうした外部との調整が必要となるケースは、できるだけ早い段階から準備や協議を進め、子どもたちが水に親しむ機会を多く確保できるよう取り組んでほしい。

もう一点、給食室における暑さ対策の質問については、学校現場において教職員以外の職員を含め、敷地内で勤務する方々の労働環境をどのように考えているのかという趣旨も含まれていると受け止めている。そこで、給食室に限らず、今後、学校施設内のさまざまな職場環境について同様の対策が必要となる可能性があるのか、また、それらの勤務環境の実態を現時点でどの程度把握しているのかを聞きたい。

○菅原教育政策課長　現在の学校における職場環境の状況について、給食室は施設の構造

や性格上、設備改修が容易ではなく、暑さ対策の面で課題があると認識しています。一方で、その他の学校施設は、普通教室や体育館への空調設備の整備が進んでいるところです。

校内で勤務される職員の暑さ対策は、日頃から体調管理に十分留意するようにお願いしており、屋外で勤務する職員については、労働安全衛生法の改正を踏まえ、必要に応じて飲料水を用意することや、ファン付き作業着を活用することなど、暑熱対策を講じるよう求めています。さらに、自身の体調を随時確認しながら、必要に応じて休憩を取るよう各施設に通知しており、熱中症予防を含めた安全確保に努めているところです。

○岡本委員　　こうした暑さ対策は、各学校が独自に判断して実施しているか、それとも、市として一定の方針や基準を定め、それを各学校に周知した上で対応を進めているのか。

○菅原教育政策課長　　暑さ対策は、基本的には厚生労働省等が示している熱中症予防や休憩の取り方に関する指針を踏まえ、各学校において職員が確認しやすい場所へ掲示するなどの対応を行っています。また、学校給食の現場においては、給食調理員に対してポスター等を活用しながら注意喚起を行い、それぞれが暑熱環境への対応を自覚して取り組むよう周知しています。

○岡本委員　　学校ごとに環境が異なるため、一律の対応は難しい面もあるが、対応を個人の判断のみに委ねてしまうと、思わぬトラブルにつながる可能性もある。そのため、各現場の実情に配慮しつつも、一定のルールや枠組みの中で適切に管理することが必要ではないかと考え、その点を懸念して質問をした。

○伊藤委員　　ほかに質問や意見よろしいでしょうか。

○小森委員　　自殺対策基本法に関連して確認します。今回、自殺対策基本法が改正され、学校の責務が明記されたが、まず岐阜市における現状について聞きたい。ここでは「自殺」という言葉が用いられているが、本市の児童生徒に関する事案について、件数がどのように推移しているのか、差し支えない範囲で聞きたい。

○堀場学校安全支援課長　　リストカットや死にたいと訴えるというようなことはあります。

○野田事務局長　　自死の件数ですと、ここ3年ほどは幸いにも岐阜市の子で自死を選んだ子はいません。未遂に相当しうるものはありました。

○小森委員　　今回法律に学校の責務として入ってきたことに伴い、国から、取組、研修、予算等の指示はきているか。

○堀場学校安全支援課長　　私の方では承知しておりません。

○小森委員　　いじめの問題については、学校特有の課題という側面もあり、学校が主体的に対応していく必要があることは十分理解している。一方で、自傷行為や自殺予防といった分野については、必ずしも教員養成課程や教職員となってからの研修の中で十分に扱われてきたテーマではないのではないかと感じている。

私自身、弁護士の立場から自殺対策に関わる取組に携わることがあるが、この分野については対応経験のある弁護士とそうでない弁護士がおり、必ずしも全ての弁護士が必要な知識やスキルを有しているわけではない。また、自殺対策は専門性の高い分野であり、不十分な知識や研修のもとで対応すると、かえって状況を悪化させてしまうおそれもある。そのような観点からすると、今回の法改正により学校に新たな責務が位置付けられたことについては、非常に重い課題が学校現場に課せられたという印象を持っている。

先ほどの説明では、現時点で国から詳細な指針等は必ずしも示されていないとのことであった。そのため、当面は各自治体において、地域の実情や従来から実施してきた取組との関係を踏まえながら対応を検討していく段階にあるものと認識している。法律に基づく取組となる以上、今後は他自治体の事例や取組内容、その効果等についても十分に把握・検証しながら、岐阜市として実効性のある取組の在り方を検討し、構築してほしいと思う。

○奥村委員　　今回の件に関連して、過去10年余りの間には、本市においても児童生徒が亡くなられる事案があったと認識している。自傷行為や自殺に関する問題については、学校が把握した場合には支援を行うことになるが、実際には医療、福祉、家庭環境などさまざまな要因が関係しており、学校だけ、あるいは医療機関だけで対応できるものではありません。

現場では、「どこに相談すればよいのか」「誰が中心となって支援を行うのか」が分かりにくいケースもあり、医療機関においても対応に苦慮することがある。そのため、今回の法改正を契機として、岐阜市においても相談窓口の充実や関係機関の連携体制の整備を進めると大変ありがたいと考えている。

○堀場学校安全支援課長　　相談を受けた学校としては、子どもの命に関わる問題である以上、責任を持って対応していくことが重要であると考えております。一方で、このような課題は学校だけで対応できるものではなく、さまざまな分野の関係機関から協力をいただきながら支援を進めていく必要があります。支援の中心となるのは、現状では福祉分野が担う部分も大きいと考えておりますが、教育、医療、福祉をはじめとする関係機関が連携しながら、子どもの命を守る取組を進めてまいりたいと考えております。

○益子委員　　藍東学園に関する質問と教育長答弁を通して、子どものよさを伸ばす特色あ

る教育課程や、学校での様子がよく分かった。今後、新しい学校づくりを進める中では、従来とは異なる教育課程の開発・実践が必要になると思う。こうした研究は意義がある一方で、独自性に偏り過ぎないよう、全国の義務教育学校の事例や本市の特色を踏まえながら進めることも重要だと考える。

藍東学園や藍川北学園では、地域の特色を生かした教育課程の研究が進められていると思うが、その際に教育委員会や教育研究所がどのように関与し、学校を支援しているのか、分かる範囲で教えてほしい。

○山内義務教育審議監兼学校指導課長　岐阜市立の藍東学園、藍川北学園なので、教育委員会の指導主事がそれぞれ教科の環境整備も含めて伴走しながら指導助言していくという形をとっています。また、藍東学園については、担当主事が頻繁に学校訪問をしており、現状把握と運営していく中での課題等を聞き取り、教育委員会事務局内で共有し、次の手立てを考えて校長と一緒に進めていくといった連携を図っていますので、今後も進めていきたいと考えています。

○益子委員　教員の研究力向上や学校現場での研究活動の活性化については、かつて教員を大学院へ派遣し、研究成果を学校へ還元する取組が進められてきた。しかし近年は、その効果や在り方が見直され、教職大学院を活用した新たなモデルへと移行してきていると認識している。一方で、お話を伺っていると、大学だけでなく、指導主事や教育委員会が学校の研究活動に関わりながら新たな実践を創り上げていく取組も、地域における学校研究を活性化する一つのモデルになり得るのではないかと感じた。

学校の主体的な研究活動をどのように支援し、教員の成長につなげていくのか、その仕組みや成果について整理していくことも大切だと思う。今後の経過についても聞いていきたい。

○伊藤委員　ここからの進行は水川教育長に交代します。

○水川教育長　ここから進行を務めます水川です。よろしくお願いします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

以降の議事は秘密会で進行いたします。傍聴者は御退席をお願いいたします。

（以降　秘密会にて開催）

○水川教育長　それでは、以上で本日の会議は終了となります。

次回の会議の日程を確認いたします。次回の会議は、7月28日火曜日午後1時30分から予定しています。詳細については、あらためて事務局よりお知らせいたします。

それでは以上をもちまして、本日の定例会を閉会といたします。

午後3時40分閉会